五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正関係（第五条関係）

厚生労働大臣は、登録申請者が本邦又は外国（我が国が締結する条約その他の国際約束であって、全ての締約国の領域内にある登録認証機関又はこれに相当する機関にとって不利とならない待遇を与えることを締約国に課するもののうち政令で定めるものの締約国等に限る。）のみにおいて基準適合性認証を行うと認められない者であるときは、登録認証機関としての登録をしてはならないものとし、登録認証機関（外国にある登録認証機関の事業所において基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限る。）が、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により基準適合性のための審査を行わなければならないこととするなどの規定に違反したときは、その登録を取り消し、若しくは期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を請求し、又は当該請求に応じなかったときは、その登録を取り消すことができることとした。

六　畜産物の価格安定に関する法律の一部改正関係（第六条関係）

肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、独立行政法人農畜産業振興機構がその差額を補塡するための交付金を交付する規定の整備を行うこととした。

七　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正関係（第七条関係）

砂糖との価格調整の対象に輸入加糖調製品（砂糖を使用した輸入される調製品であって、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を加えることとした。

八　著作権法の一部改正関係（第八条関係）

1　著作物等の保護期間の延長

著作物の保護期間の終期を原則著作者の死後五〇年から七〇年に延長するとともに、実演及びレコードの保護期間の終期をそれぞれ実演及びレコードの発行の後五〇年から七〇年に延長する等の見直しを行うこととした。

2　著作権等侵害罪の一部非親告罪化

改正前に親告罪とされていた著作権等侵害罪のうち、対価として利益を受ける目的又は著作権者等の利益を害する目的で、有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、若しくは原作のまま公衆送信を行うこと又はこれらの行為を行うため有償著作物等を複製すること（著作権者等の利益が不当に害されることとなる場合に限る。）により犯したものについて、非親告罪とすることとした。

九　独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正関係（第九条関係）

独立行政法人農畜産業振興機構の業務について、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと並びに輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うことを追加することとした。

一〇　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正関係（第一〇条関係）

農林水産大臣は、我が国の特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる外国の制度によりその名称が保護されている当該外国の特定農林水産物等について指定をすることができることとした。

一一　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正関係（第一一条関係）

財務大臣は、締約国の税関当局から環太平洋パートナーシップ協定の原産品であるか否かについての確認をするために協力を求められた場合に、その求めに応ずることができることとした。

一二　この法律は、一部の規定を除き、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇部落差別の解消の推進に関する法律（法律第一〇九号）（法務省・文部科学省）

1　目的

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならないこととした。（第二条関係）

3　国及び地方公共団体の責務

㈠　国は、2の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有することとした。（第三条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとした。（第三条第二項関係）

4　相談体制の充実

㈠　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ることとした。（第四条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めることとした。（第四条第二項関係）

5　教育及び啓発

㈠　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うこととした。（第五条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めることとした。（第五条第二項関係）

6　部落差別の実態に係る調査

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこととした。（第六条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（法律第一一〇号）（厚生労働省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

(1)　児童　一八歳に満たない者をいうこととした。（第二条第一号関係）

(2)　養親希望者　養子縁組によって養親となることを希望する者をいうこととした。（第二条第二号関係）

(3)　養子縁組のあっせん　養親希望者と児童との間の養子縁組をあっせんすることをいうこととした。（第二条第三号関係）